

# 細 則

## 第1条 登録手数料

1. 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。なお、会員が本スクールの2種別目以降の会員種別に登録する場合は、1種別ごとに入会手続きと登録手数料は支払うものとする。

登録手数料	3,300円(税込)
-------	------------

2. 会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に支払うものとする。なお、一旦支払われた登録手数料は返還しないものとする。

## 第2条 年会費

会則第7条第1項における年会費は、本スクールは徴収しないものとする。

## 第3条 会員種別と対象

本スクールの会員種別の対象年齢は、次の通りとする。

会員種別	対象
親子deスイミング	6ヶ月児～年長
キッズスイミング	2歳10ヵ月～小学3年生
ジュニアスイミング	3歳児～小学生
障がい児スイミング(水と友だち)	3歳児～中学生
マック体操クラブ	2歳6ヶ月児～中学生

\*親子deスイミングの保護者は、会員と同居する親族で、入会資格を満たす方とする。

## 第4条 月会費

1. 本スクールの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税込)
親子deスイミング(フリー)	7,370円
キッズスイミング	7,370円
ジュニアスイミング	8,030円
障がい児スイミング(水と友だち)	14,300円
マック体操クラブ(ジュニア幼児体育)	7,370円
マック体操クラブ(幼児体育)	8,030円
マック体操クラブ(器械体操初級)	8,030円
マック体操クラブ(器械体操中級)	9,900円

2. スイミングとマック体操クラブを登録する場合、マック体操クラブの月会費より1,100円(税込)割引くものとする。
3. 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月会費を支払うものとする。
4. 2ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
5. 一旦支払われた月会費は、返還しないものとする。

## 第5条 変更手数料

会則第11条第1項における本スクールの変更手数料は、1回につき1,100円(税込)とする。

## 第6条 休会費

会則第12条第2項における本スクールの休会費は、月額2,200円(税込)とする。

## 第7条 会員証の再発行

会則第16条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,100円(税込)とする。

## 第8条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

## 第9条 振替制度

1. 会員は、会員種別に応じて、欠席分を欠席日の1週

間前より3ヶ月以内に振替にてレッスンを受講することができる。

2. 前項の振替にて受講を希望する場合は、振替希望日の次の時間までにWEBにて申込みものとする。なお、級別に定員があるため、定員に達しているクラス(級)は振替ができないものとする。

時間	当日正午まで ※午前中のレッスンは、当日午前8時まで
----	-------------------------------

## 第10条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

## 第11条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する方は、入会手続き時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの保護者本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

## 第12条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本スクールの所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

## 第13条 本細則の発効

本細則は2023年7月1日より発効する。